注1　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

2　離調周波数は、送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、この表のそれぞれのチャネル間隔の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3　［略］

［(2)　略］

［(三)　略］

［3・4　略］

5　帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

［(一)　略］

(二)　陸上移動局の送信装置

(1)　一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

チャネル間隔（注1）	離調周波数（注2）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
［略］	［略］	［略］

注1　チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

2　離調周波数は、送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあっては、この表のそれぞれのチャネル間隔の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3　［略］

［(一)・(二)　略］

［(2)　略］

［(三)　略］

［新設］

注1　離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2　［同上］

［(2)　同上］

［(三)　同上］

［3・4　同上］

5　［同上］

［(一)　同上］

(二)　［同上］

(1)　［同上］

チャネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
［同上］	［同上］	［同上］

［新設］

［新設］

注　［同上］

［(一)・(二)　同上］

［(2)　同上］

［(三)　同上］